

○農林水産省告示第六百三十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定に基づき、同令第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定による減収量の調整の方法を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十七条第一項第一号に掲げる方法により減収量（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百三十八条第一項の減収量をいう。以下同じ。）を算定する場合についての規則第九十七条第二項の規定による減収量の調整は、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごとに、第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いてするものとする。

一 規則第九十七条第一項第一号に掲げる方法により算定された減収量

二 移植不能耕地（規則第九十六条第二項に規定する移植不能耕地をいう。以下同じ。）の耕地別基準収

穫量（同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。）の合計に、次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	百分の四十五
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五

2 規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定する場合についての同条第二項の規定による減収量の調整は、組合員等ごとに、第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いてするものとする。

一 規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により算定された数量

二 移植不能耕地の耕地別基準収穫量の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第九十六条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五
百分の四十	百分の三十

3

規則附則第八条第一項の規定による移植不能耕地の減収量の調整は、当該移植不能耕地の耕地別基準収量に、次の表の上欄に掲げる同条第二項の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じてするものとする。

組合員等が申し出た割合	割合
百分の三十	百分の六十五
百分の四十	百分の七十
百分の五十	百分の七十五

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。